

令和7年度四万十町観光交流拠点施設整備実施設計等策定業務委託仕様書

1 業務委託の名称

令和7年度四万十町観光交流拠点施設整備実施設計等策定業務委託

2 事業の目的

四万十町では、四国横断自動車道の延伸に伴い、地域内の滞留・滞在の減少などが懸念されている。そのため、本事業は新たな観光客の誘致、町内での滞留・滞在の推進並びに周遊の促進を図り、商工・観光事業者の所得向上及び地域の活性化を実現させるための観光交流拠点の整備を目的とし、実施設計等の策定業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 委託内容

実施設計策定業務

(1) 与条件の確認及び調査

基本設計あるいは町から提示された計画内容・背景等を十分に把握し、与条件の照合・確認をし、設計に反映する。また、必要に応じて、対象施設に関する資料収集等を行う。

ア 与条件や基本設計等の把握と整理

イ 各種設計条件や設計基準の確認

ウ 関連機関との調整内容の確認

エ 設計対象地を中心に現地細部確認調査（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等）

(2) 実施設計の検討

ア 基本設計内容の整合性確認

イ 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定

ウ 安全性・機能性に関する検討と設定

エ 施工性・市場性に関する検討と設定

オ 維持管理性に関する検討と設定

カ 既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定

キ 目標工事費との調整

ク 業務日程の適正な設定

(3) 実施設計書の作成

町との協議の中で決定した内容で、工事を実施するために必要な各図面、計算書、仕様書等をまとめる

ア 実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成

イ 割付平面図の作成

- ウ 造成平面図の作成
- エ 施設平面図の作成
- オ 植栽平面図の作成
- カ 供給処理設備平面図の作成
- キ 撤去平面図の作成
- ク 造成断面図、排水縦断面図等の作成
- ケ 工事費内訳書の作成(工種別に内訳)
- コ 各種施設の構造図の作成
- サ 積算及び施工に必要な各種詳細図

(4) 数量計算

設計書作成のために必要な、数量総括表、数量計算書の作成を行う。

- ア 図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算（工種別内訳書に取りまとめること）
- イ 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

(5) 必要に応じて計上する作業

- ア 都市公園指定協議等の関連機関との協議用資料の作成（具体の協議・事務手続き・調整作業は、監督員の補助業務とする）
- イ 建築確認申請等法令により必要となる手続業務

5 納品物

受託者は、以下のように納品物を作成・提出をするものとする。ただし、作業内容及び町との協議によりその一部を変更または省略することができる。

(1) 報告書一式

- ア 実施設計書（概要版含む）
- イ 実施設計書関連資料（調査資料、会議資料、参考事例等）
- ウ 数量計算書(工種別に内訳)
- エ 設備関係容量計算書
- オ 工事発注に必要な図面、内訳書、現場説明書等
- カ 標準工事工程表
- キ その他業務報告資料

(2) 上記の原稿データを記録した保存媒体（CD-R又はDVD-R）

6 実績報告

業務完了後は、その内容及び成果等について実施報告書を作成し、令和8年3月31日までに提出をすること。なお、報告書の仕様及び体裁は任意とするが、四万十町の施策立案に活用できるよう、内容及び提供方法を工夫すること。

7 その他

- (1) 受託者は、遵守すべき関係法令等に則り、適正に業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、事業を実施するにあたり、責任者を置き業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、町と綿密に打ち合わせを行い、また指示に従うこと。
- (3) 受託者は、事業の一部を他社に再委託することはできない。ただし、町長が認める場合においてはこの限りではない。
- (4) 本業務委託については、発注者側の監督業務の一部を委託することから、業務期間中においては委託先の求めに応じ、図面や内訳書、積算書等資料の提出、協議についてその都度対応し協力すること。
- (5) その他、上記に定めのない事項については、町と協議の上決定する。